

## 「第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）」の概要

### 1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

### 2 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（第 13 次鳥獣保護管理事業計画期間内）

### 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（21 市町村）

秩父市、飯能市、本庄市、入間市、坂戸市（県道川越・越生線以西のみ）、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

### 4 生息状況等

- (1) 生息域は、従来、奥秩父山地、上武山地及び外秩父山地とその外縁部に限られていたが、現在では、北部地域、比企地域及び西部地域でも生息が確認されるようになっている。
- (2) 平成 10 年度の捕獲頭数は 476 頭であったが、近年は年間 1,500 頭～2,300 頭程度で推移している。令和 2 年度の捕獲頭数は 704 頭であり、令和元年度の 2,355 頭から大きく減少している。
- (3) 令和元年度の推定生息個体数が 2,802 頭となっており、最も多かったと推定されている平成 26 年度の 4,693 頭よりも大幅に減少している。

### 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

自然環境とのバランスがとれた形でのイノシシの個体数管理を目指し、被害が増加する以前の安定した水準まで農業被害を抑えるとともに、分布拡大の防止を図る。

### 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

- (1) 農業被害が依然として発生している状況などから、被害が増加する以前の安定した水準まで農業被害を抑えること及び、これ以上の分布拡大の防止のため、

捕獲目標頭数を年度ごとに500頭から1,500頭の間で設定する。これにより、国の目標に準じて県の平成23年度の生息個体数を計画終期の令和8年度までに約半分の水準にする。

- (2) 農業被害面積や捕獲頭数、捕獲地域等を指標として、生息密度の高い地域や増加傾向の認められる地域を優先して捕獲を実施する。
- (3) 狩猟期間を1か月延長し、11月15日から3月15日までとする。ただし、延長期間（2月16日から3月15日まで）は「わな猟」に限るものとする。
- (4) 農業被害の低減のためには、農地及びその周辺に出没する個体を排除することが重要であることから、はこわなによる捕獲を奨励する。

## 7 被害防除に関する事項

イノシシによる農業被害の防止・軽減を図るためには、農地等への侵入を防止することが重要であることから、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の設置に加え、農地周辺の耕作放棄地や里山林の適正な管理を促進する。

特に、これらの防除対策は地域として一体的に取り組むことにより防除効果が発揮されることから、地域の協働対策として実施していく必要がある。

## 8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

人間の生活域との棲み分けが出来るようにする観点からも、農地及び集落周辺において耕作放棄地や里山林の適正な管理を促進する。

## 9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

- (1) 狩猟者団体や市町村と連携して、捕獲の担い手である狩猟者の確保、育成に努める。
- (2) 捕獲状況、農業被害等に関する情報を定期的に把握するとともに、**生息状況及び個体数推定調査を継続的に実施し、より精度の高い生息状況等の把握に努める。**より効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発・研究を推進する。
- (3) 専門的な見地から、本計画の遂行状況等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を毎年度開催する。
- (4) **ダニ媒介等の感染症への感染や豚熱（CSF）ウイルスの拡散を防止するため、狩猟者等に注意喚起を行う。**